

農地中間管理権の設定（出し手→農地バンク）



1 各筆明細（薩摩川内市）

			利用権を設定する者（出し手）の 氏名又は名称（甲）			[同意印]									
(1/1)			利用権の設定を受ける者 （鹿児島県農地中間管理機構：農地バンク）の 氏名又は名称（乙）			公益財団法人鹿児島県地域振興公社 理事長 長島 和広			この計画に同意する。 [同意印]			鹿児島市名山町4番3号			
利 用 権 を 設 定 す る 土 地						設 定 す る 利 用 権						農地の特記事項		賃料の特記事項	
所 在			現 況 地 目	面積㎡ (登記面積)	土地 附属 物等	利用権 の種類	利用目的	始 期	終 期	存続 期間	年間 賃料(円)				
大 字	字	地 番													
樋脇町塔之原	寺原	13089	田	569 ()		賃借権	水田	R 9-02-01	R19-01-31	10年	2,276	口座振込			
以下余白				()											
				()											
				()											
				()											
				()											
				()											
				()											
				()											
				()											
合 計				569						2,276					

利用権を設定する土地の甲以外の権原者

住 所	氏名又は名称	権原の 種類	この計画に 同意する。	備 考
			〔同意印〕	
			〔同意印〕	
			〔同意印〕	

2 賃料を支払う相手方及び支払期日

乙は、甲に対し、1の各筆明細に定める年間賃料を甲が指定する
甲名義の口座に下記のとおり支払う。

初回：令和9年11月30日

（以降、毎年度同月末日）

ただし、例外的な賃料の取扱いとなる場合は、上記に関わらず、各筆明細の
賃料の特記事項記載のとおり支払うものとする。